

建築基準法第70条第1項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第71条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第72条第1項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成19年9月13日

京都市長 榊本頼兼

## 1 建築協定書の概要

### (1) 申請者の住所及び氏名

京都市中京区間之町通二条上る夷町 567 番地

伊藤 哲

### (2) 建築協定の名称

京都市中京区夷町・松屋町建築協定

### (3) 建築協定区域

京都市中京区間之町通二条上る夷町 560 番地の 8, 562 番地, 563 番地, 564 番地の 1, 564 番地の 2, 565 番地から 567 番地まで, 567 番地の 1, 568 番地から 571 番地まで, 573 番地の 1, 573 番地の 2, 575 番地, 577 番地の 1, 577 番地の 2, 578 番地, 579 番地の 1, 579 番地の 2, 580 番地, 581 番地, 581 番地の 1, 582 番地, 583 番地の 1, 583 番地の 2, 584 番地の 1, 584 番地の 2, 586 番・587 番合併, 586 番・587 番合併の 1 及び 586 番・587 番合併の 2, 同区二条通高倉西入松屋町 44 番地, 46 番地, 47 番地, 49 番地, 49 番地の 1 及び 49 番地の 2 並びに同区夷川通東洞院東入山中町 545 番地

### (4) 建築協定区域隣接地

京都市中京区間之町通二条上る夷町 557 番地の 1, 558 番地の 1, 559 番地の 1, 560 番地の 1 から 560 番地の 7, 560 番地の 9 から 560 番地の 11, 572 番地, 573 番・574 番・574 番の 1 合併の 1 及び 579 番地の 3, 同区二条通高倉西入松屋町 51 番地, 53 番地の 1, 53 番地の 2, 54 番地 及び 56 番地並びに同区夷川通東洞院東入山中町 538 番地, 540 番地, 541 番地及び 543 番地

## 2 縦覧期間及び縦覧場所

### (1) 縦覧期間

平成 19 年 9 月 13 日（木）から平成 19 年 10 月 2 日（火）まで

### (2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局建築指導部建築指導課（北庁舎 2 階）

## 3 公開による意見の聴取

### (1) 日時

平成 19 年 10 月 4 日（木）午後 3 時から午後 4 時まで

### (2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局建築指導部会議室（北庁舎 2 階）

### (3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 西澤亨

（都市計画局建築指導部建築指導課）